

# お、い 書館

NO. 3

## 松戸市立図書館

### 設置条例について

今月の「お、い図書館の勉強会」は、総合市民センターの一室をお借りして、三月十三日、土曜日の午後二時から始まりました。

今月の課題は、「松戸市立図書館設置条例」についての話し合いです。この条例は、昭和四十五年四月一日に定められ、その後、平成四年三月まで二十一回の改正が行われていました。まずどんなことが書かれているのか、全員で一条項ずつ輪読

することから始めました。一通り読み終えてから、疑問点とか問題点などについて話し合うことにしました。条例を読むとひと口に言いましたが、私達が日常接する文とは違って、何と読みにくく、何とわかりにくい文章なのでしょうか。これを理解するというのは大変なことだと思いましたが、図書館設置条例というだけあって、図書館にかかわるすべてのことが入っているからです。条例の施行は、市の教育委員会が定める「管理運営規則」によるとか、「図書館法」によってとか、条例を理解する前に、「図書館法」とか「管理運営規則」とか、タコ足のごとく。それらも知っていた方が理解するのに容易であろうとはわかって、うーん大変。

## 公社って

### 何のこと

条例の中でも、疑問に思ったのは、「第四条」についてでした。

#### 第四条

教育委員会は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、その管理の一部を財団法人松戸市施設管理公社に委託することができる。

「ん?!」財団法人松戸施設管理公社って何のこと? との声があがりました。そう言えば、以前、館長さんと話し合いました。折、図書館のための人材を確保するために、図書館施設管理公社がありますと言われました。

図書館のためですかと問い返した我々に、「そうですね。日曜日も休めず働かなければならない図書館業務に就いてくれる人がなかなかいなくて、人手が無く、大変で、そのための人材確保のために」ということでした。

## 図書館は

### 本を貸すと、ころ?

以前、市の施設管理のために施設管理公社というのがあって、そこから、市民センターとか、運動公園の受付の事務とか、駐車場の管理をする人を派遣しているという話しを聞いたことがありました。そういう公社のうちから図書館にも派遣されてくるのかどうか、調べてみる必要がありそうだということになり

ました。いずれにせよ、図書館の仕事を図書館とは離れた公社の人達の手でなされるということは、サービスの低下につながるりはしないかと心配だという意見も出されました。あの時、館長さんは、公社の人達にも講習会を開いて、それなりの対応を

しているということでした。それでもその方達が受け付けや借し出し業務のみの仕事であれば、仕事に支障は無いのせしように、私達が望むところの図書館を考える場合、どうしても、このままでは借し本屋の域を出ないのぞ

はないかと見える点が問題だと思われます。と同時に、借り手である市民の側の利用の仕方もある点がありそうだというところと話しが進みました。

管理運営規則は、講演会、おはなれ会、政庁会等が定められていますが、現在の図書館ではこれらを実施するのは当然無理で他の場所で行っています。又、他の図書館や学校等と連絡協力をうたっています。実態はどうなっているのでしょうか。運営規則を内容深く実施していけるような図書館建設を考えていきたいです。

(毛利)



発行 「おい図書館」  
連絡先 青木 和子

松戸市総合ハニョク六〇

〇四七三(六七)五三八四